

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険税の賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況や申請等に応じて、資格確認書や限度額証等を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、医療機関等からのレセプトの審査および医療機関等への保険者負担分の支払い、及び高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求、ならびに第三者行為による損害賠償金の求償業務も実施している。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤国民健康保険税賦課における特別徴収対象者の確認を行う。</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>⑦支給および還付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をした申請者の公金受取口座座情報を情報照会により取得する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国民健康保険システム、宛名管理システム、住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、年金集約システム、統合宛名システム、バックアップシステム、中間サーバ、国保情報集約システム、国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第44項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下、「別表の主務省令」とする）第24条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p><オンライン資格確認の業務></p> <p>・番号法 第9条第1項（利用範囲）</p> <p>・国民健康保険法 第113条の4</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表の2,3,4,5,42,44,45,85,97,115,125,131の項</p> <p>・別表の主務省令 第1.2の1,3,4,5,10の2,11,15,19の2,20の2,23の2の2,24,30の3,40,45,46,71条</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法 第19条8号 別表の37,44,45,85の項</p> <p>・別表の主務省令 第1.2,3,4,19の2,20の2,23の2の2,24,30の3,46条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p> <p><オンライン資格確認の業務></p> <p>・番号法 附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法 第113条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課保険年金係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122 税務住民課課税係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122 税務住民課収納対策係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>住基ネットの照会によるマイナンバーの取得のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確保を行うこと。 本人からマイナンバーの提供を得られない場合のみ行う住基ネットの照会では、4情報又は3情報による照会を原則とすること。 複数人での確認を行った上で最終的な紐づけ作業を実施し、その確認記録をとっていること。 上記を実施していることから、十分であると判断する。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 上記を実施していることから十分であると判断する。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:③	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:3. 個人番号の利用:法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:②所属	総務省	総務省	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:7. 特定個人情報ファイルの取扱いは	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大町多喜町大町多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大町多喜町大町多喜93 0470-82-2111	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:①	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:②所属	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大町多喜町大町多喜93 0470-82-2111	課長	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:②	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:3. 個人番号の利用:法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:7. 特定個人情報ファイルの取扱いは	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大町多喜町大町多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大町多喜町大町多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対家人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月5日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:①	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2	事後	
令和3年11月30日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しいい値判断項目 1 対家人数(いつ時点の計数)	令和3年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しいい値判断項目 2 取扱者数(いつ時点の計数)	令和3年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年12月17日	II しいい値判断項目 1 対家人数(いつ時点の計数)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月17日	II しいい値判断項目 2 取扱者数(いつ時点の計数)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格取得通知書を作成している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その支給が不十分であった場合は保険者負担分の追納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し、保険料の算定をし、納入請求書の作成を行っている。また、滞りない納入がなされた場合は口座振替をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに金融機関との取引を継続して行っている。 ④収納業務を行い、納期までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤医療保険料の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(以下「オンライン資格確認システム」の運用)の提供に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。)及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑥オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑦オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑧オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格取得通知書を作成している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その支給が不十分であった場合は保険者負担分の追納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し、保険料の算定をし、納入請求書の作成を行っている。また、滞りない納入がなされた場合は口座振替をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに金融機関との取引を継続して行っている。 ④収納業務を行い、納期までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤医療保険料の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(以下「オンライン資格確認システム」の運用)の提供に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑥オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑦オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。 ⑧オンライン資格確認システムで被保険者の資格情報を活用するための、国民健康保険法等(以下「国民健康保険法」という。))の運用に係る取組を管理し、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関係者等から委託を受けた関係者(以下「関係者」という。))及び支払基金(以下「取りまの機関」という。))が、国民健康保険等向け中間サーバー等の準備業務(以下「準備業務」という。))及びオンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務(以下「準備業務」という。))を実施している。	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、関係情報集約システム、国保総合システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、関係情報集約システム、国保総合システム	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報:3. 個人番号の利用:法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、関係情報集約システム、国保総合システム	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、関係情報集約システム、国保総合システム	事後	
令和6年12月2日	II しいい値判断項目 1 対家人数(いつ時点の計数)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	II しいい値判断項目 2 取扱者数(いつ時点の計数)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IV) スクショ作業 8 人手を介在させる作業	追加	追加	事後	
令和6年12月2日	IV) スクショ作業 8 人手を介在させる作業	追加	追加	事後	
令和6年12月2日	IV) スクショ作業 11 最も優先度が高いと考えら	追加	追加	事後	
令和6年12月2日	IV) スクショ作業 11 最も優先度が高いと考えら	追加	追加	事後	